

# 青森県報

第百一号

令和元年  
十二月二十五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………(同) ……二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………(河川砂防課) ……二
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) ……四

### 出先機関

- 土地改良事業計画変更の認可……………(東青地域) ……四
- ……………(県民局) ……四

## 告 示

### 青森県告示第五百十九号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百二十二号)第二条第一項の規定により令和元年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補助対象経費
一 四百五十二円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百四十四号)第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十五円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 五百三円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千七百四十円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

### 青森県告示第五百二十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日

ヨ一ネ病
牛
患畜
一
十和田市
令和 元・二・三

青森県告示第五百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称） 下北郡東通村大字白糠字明神川端四の一 伊勢田 義明 下北郡東通村大字白糠字鳥ノ沢三の二 伊勢田 啓二	区 域 白糠区域及び小 田野沢区域 白糠漁業協同 組合の地区及 び小田野沢漁 業協同組合の 地区 うち甲の地区 白糠漁業協 同組合の地区	区 分 総トン数四トン 以上五トン未 満の漁船により行 う漁業であつ て、いかつり漁 業とこうなご棒 受網漁業を併せ 営む漁業であつ て甲の地区の者 が行う漁業
---	--	--

青森県告示第五百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称） 青森市港町三丁目一の一四 工藤 正子 青森市合浦二丁目一六の三 森 賀香 青森市八重田二丁目四の八 斉藤 貞一 青森市造道二丁目五の八 山崎 忠幸 青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二 堤 徳治 青森市大字久栗坂字山辺一〇 和田 春夫	加入区の名称 青森市第三加入区 青森市第四加入区 青森市第七加入区
---	--

青森県告示第五百二十三号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。  
その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

小泊六号土砂災害警戒区域及び小泊六号土砂災害特別警戒区域

一 解除する区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域

（図面省略）

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成

十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

小泊六号土砂災害警戒区域

一 指定の区域

北津軽郡中泊町の区域のうち次の図面に示す区域(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ柏店

五所川原市大字小曲字枝村四二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川 孝男

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社横浜フアーマシー 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	令和元年十二月二十五日
乗客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時五十分から午後九時まで	午前八時五十分から午後九時まで	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前九時三十分から午後六時まで	午前六時から午後九時まで	

四 届出年月日

令和元年十二月十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和元年十二月二十五日から令和二年四月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年四月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

二級建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

橋本裕一

二 登録番号

第三九五三三号

三 取消年月日

令和元年十二月十三日

四 取消しの理由

令和元年五月五日に死亡したことが、届出により確認された。このことが建築士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、浪岡川土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を令和元年十二月十三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

令和元年十二月二十五日

東青地域県民局長 小笠原 博

事業名 維持管理

(発行所・発行人)  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円七十三銭